1　登録番号　第7014号
2　登録年月日　平成10年10月29日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ケイハスパ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区押上１丁目12番１号

○農林水産省告示第七百三十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十五年十月三十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第18497号
2　登録年月日　平成21年10月30日
3　農林水産植物の種類
Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　サンキスピン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第18499号
2　登録年月日　平成21年10月30日
3　農林水産植物の種類
Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　サンキスパプ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第18537号
2　登録年月日　平成21年10月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　デックアルガーブ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
デッカー　ブリーディング社
オランダ王国　1711ＲＰ　ヘンスブルック
ジュリアナウェッヒ　６ａ

○農林水産省告示第七百三十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年二月二十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23093号
2　登録年月日　平成26年２月28日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　SAKCADDOPUR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Sakata Ornamentals Europe A／S
Odensevej 82 5290 Marsley, Denmark

○農林水産省告示第七百三十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年三月六日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23124号
2　登録年月日　平成26年３月６日
3　農林水産植物の種類
Isotoma axillaris Lindl.
4　登録品種の名称　ダイセンブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
村岡昌美
鳥取県東伯郡北栄町大字東高尾419―４

○経済産業省告示第百二十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第十六条第二十二号及び第二十三号の規定に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月四日

経済産業大臣　茂木　敏充

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号イ⑴中「腐しよく」を「腐食」に、「きず」を「傷」に改め、同号イ⑴に次のただし書を加える。

ただし、バルク貯槽のうちその内部において作業が可能なものの場合には、非破壊検査による確認は、外面について行うことができる。

第一条第一項に次の一号を加える。

三　検査に合格したバルク貯槽は、当該バルク貯槽の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ　検査を行った者の名称又は記号

ロ　検査を行った年月

第一条第二項第一号イ及びロ以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が二十年となる日が到来するときは、これをその日まで延ばすことができる。

第一条第二項に次の一号を加える。

三　検査に合格した附属機器等は、当該附属機器等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ　検査を行った者の名称又は記号

ロ　検査を行った年月

附　則

この告示は、平成二十六年九月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

細洞沢

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

愛知県犬山市大字善師野字裏山　八番一

九番から一二番まで

一二番一から一二番三まで

一三番一から一三番三まで

一四番

一五番一

一六番一

二　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

力石川第七支川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

愛知県豊田市中金町石垣内

三〇一番

三〇二・三〇三番合併

三〇四番から三〇八番まで

一三六九番及び一三七〇番

一三七四番から一三七九番まで

一三八一番から一三八五番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛知県豊田市中金町石垣内

三一三番二　一号

三一〇番　二号

一三八五番　三号

一三七〇番　四号

一三七二番　五号

二九八番　六号及び七号

三⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字下中村　一〇番五　一号

三三番一　二号

三一番七　三号

三一番三　五号

二六番七　八号及び九号

二六番一　十号

三三番一五　二十三号

三五番二　二十四号

三五番八　二十五号

三五番四　二十六号